

環境影響評価準備書への意見及び事業者の見解

環境影響評価準備書の公告・縦覧及び意見募集について

公 告 日 : 平成24年10月4日 (木)
縦 覧 期 間 : 平成24年10月4日 (木) から平成24年11月5日 (月)
縦 覧 場 所 : 長野県環境部環境政策課、長野県上伊那地方事務所環境課
伊那市役所市民生活部生活環境課、伊那市高遠町総合支所市民生活課
伊那市役所富県支所、伊那市役所美篤支所
上伊那広域連合総務課
意 見 募 集 期 間 : 平成24年10月4日 (木) から平成24年11月19日 (月)
意 見 提 出 先 : 上伊那広域連合環境衛生課
意見書の提出件数 : 6 名 32 件

特記事項

- ① 意見書ごとに、事業者の見解をお答えしています。なお、提出された意見書については、「意見書1」…「意見書6」として、記載しています。

意見書 1				(1 / 2)	
No	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	P		
1	第1章	1.6 事業の内容	1~3	<p>何で天伯水源の場所にしたのか ゴミの6割以上7割位は天竜川の西側で出ているのでは、理由は南箕輪村、宮田村、飯島町には天竜川の東側には住宅が無い。企業も大半が天竜川の西にあり、大きな病院は大型農道添にあ効率が良いと云いながら、ゴミの消却場は国道153号からでさえ6km位東の所にした訳は余分の燃料を使用し、CO2も余分に発生させ環境にも経済的にも良くない。本当に安全なら病院の近くに造り暖房に使用したり温水プールを作り入院患者の筋肉の回復に利用したら。</p>	<p>環境保全の見地からの御意見ではありませんので基本的な見解は差し控えさせていただきますが、用地選定の経過につきましては、準備書P11に記載しています。詳細につきましては、広報や説明会においていねいに説明を重ねてきたところです。</p> <p>また、平成24年5月の新ごみ中間処理施設整備基本計画(中間報告)に関する説明会、平成24年8月の環境影響評価現況調査結果報告会、等の機会においても同様の御意見が出されご説明したところです。</p>
2	第1章	1.8 施設の安全対策	22	<p>ゲリラ豪雨で美和ダムのバイパスで放水したら又水害の恐れがあるよ。</p>	<p>「施設整備基本計画」において、過去の災害履歴、国県による対策を整理し、万が一を考慮し洪水・浸水対策の方針を以下のとおり定めたとあります。</p> <p>①造成計画において地盤のかさ上げや防水壁の設置等を行う。</p> <p>②造成高を高くするとともに掘削深を浅くすることで、ごみピット・プラットホーム高を高くし、ごみピットや重要機器への浸水を防止する。</p> <p>③重要機器や電気設備等を浸水被害の影響の少ない場所へ配置する。</p> <p>④電気や水道の供給が停止する事態に備えて、必要に応じ施設保全用の非常用ユーティリティ設備として、非常用発電機、冷却水予備タンクなどの整備を行う。</p> <p>⑤防水扉の設置、地下排水ポンプ設置の検討を行う。</p>
3	第1章	1.6 事業の内容	4,12 16	<p>八乙女の残渣 プラス ゴミを燃やした時のガスの色々の検査したかゴミの内容や割合で完全に安全なんて？</p>	<p>クリーンセンター八乙女最終処分場に埋め立てであるごみにつきましては、準備書P4に記載のとおり、重量比で廃プラ類等約60%、ガラス類・陶器類等約40%で、種類・性状については資料編1.1～1.2に記載してあります。</p> <p>こうした廃プラ類については、全国の70%以上の施設で処理しています。</p> <p>準備書P12に記載のとおり排ガスに関する計画値を法規制値よりも厳しくしています。また、計画値を遵守するために準備書P16に記載のとおり、排ガス処理設備としての過式集じん機、触媒脱硝装置を設置します。</p> <p>こうしたことを前提とした評価結果から、環境への影響はほとんどないと考えます。</p>

意見書 1				(2 / 2)	
No	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	P		
4	第1章	1.4 事業の目的及び必要性	1	ごみを上伊那全部集めて一カ所でやるメリットは	ごみを集約して処理することのメリットは、①熱利用の効率化、②燃焼の安定化、③処理の効率化が挙げられます。集約することにより小規模施設では困難な発電が可能となり、ごみの持つエネルギーを最大限有効に利用することで温室効果ガスの排出抑制が図れます。また、ごみは非常に不均一な燃料であることから、少量ずつ燃やすより、一箇所に集約して一定量を連続的に処理する方が燃焼を安定化させやすく、結果として不完全燃焼が原因で発生しやすいダイオキシン類を削減することができます。さらに施設数が減少することにより運転や管理に必要な人件費を削減することができます。施設を集約するとごみの運搬距離が延びるデメリットはありますが、上述したようなメリットの方が大きく、結果として住民負担の軽減につながります。 準備書P650 第2編方法書における審議経過 第2章住民等の意見及び事業者の見解の1番に詳細に記載しておりますのでご参照ください。
5	第1章	1.6 事業の内容	6～8	コークスを使用すると今よりお金も掛るし灰も増えるよ	平成22年10月にゴミ処理基本計画推進委員会の検討結果に基づき、広域連合ではごみ処理方式を熔融方式と決定しました。「施設整備基本計画」策定の検討経過では、環境保全・資源循環性、安全性・安定性、経済性など総合的に比較検討し、処理方式の絞り込みを行い、ガス化熔融方式(流動床式)、ガス化熔融方式(シャフト炉式)(コークスベッド式)の2方式に絞り込んだところで ガス化熔融方式(流動床式)は、CO2排出量が少ないこと、エネルギー回収量が多いこと、経済性にも優れていることが主に評価されました。 ガス化熔融方式(シャフト炉式)(コークスベッド式)は、売電量が多くエネルギー回収量が多いこと、掘り起こし残渣処理の実績が多いこと、スラグの有効利用実績が多いこと、埋立処分対象量が少ないことが主に評価されました。
6	第1章	1.5 最終候補地決定の経過	1	何で天伯の所にしたか質問したら伊那市が推薦したからと上伊那連合の答でした。伊那市のお答えをお聞きしたい。	当事者ではありませんので基本的な見解は差し控させていただきますが、今まで説明会や広報などで伊那市よりていねいに何回もご説明した内容です。
7	第4章	4.10 地形・地質	416～420	予定地の近くに活断層があるよ。	準備書P416に記載のとおり、活断層の状況について文献調査を行い、この文献調査においては想定対象事業実施区域周辺には活断層は確認されませんでした。

意見書 2				(1 / 1)	
No	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	P		
8	第1章 第4章 資料編 第1章	1.6 事業の内容 4.1 大気質 4.2 騒音 4.3 振動 4.5 悪臭 資料編 1.3 ごみ焼却施設 における排ガス 中等の重金属類 調査結果	6 226 284～ 287 317 344 資料1.5	P.6燃焼設備 ①これに2つの形式を想定しているが、燃焼形式によって影響の出方は異なるのではないか。 同種の炉の操業後の事後の調査の結果の報告はどうか？	環境影響評価用の概要設計を基に、複数のプラントメーカーから排ガス、騒音等の基本情報を入手し、数値の確認を行ったうえで、環境負荷が最大となる諸元を設定して予測評価を実施しております。 なお、排出源の主な諸元については準備書の以下のページに記載してあります。 排ガス発生源の条件 P226 表4.1-66 騒音発生源の条件 P284 表4.2-35 P285 図 4-2-15(1) からP287 図 4-2-15(6) 振動発生源の条件 P317 図 4.3-10、表 4.3-25 悪臭発生源の条件 P344 表 4.5-7 なお、稼働している同種、同規模の施設の事後調査結果等では、問題なく稼働しています。
9	第1章 第4章	1.6 事業の内容 4.1 大気質 4.14 景観	6 247 561	②煙突高 59mと始めから規定しているが、これは丁度美すずの上段の高さと同じになる。 知事意見では複数ケースを想定した環境影響評価を実施することとなっていたはずである。	煙突高さを59mと想定し予測・評価を行ったところ、焼却施設の稼働に伴う排ガスによる大気質への影響および建築物・工作物の存在による景観への影響については、環境保全に関する目標との整合性が図られていることから、他の煙突高さを想定した環境影響評価は実施していません。 なお、方法書に対する知事意見は「煙突の高さを変更する可能性がある場合には、大気質・景観双方への影響を考慮し、複数ケースを想定した環境影響評価を実施すること。」でしたが、上記結果から改めて予測を行う必要はありませんでした。

意見書 3				(1 / 3)	
No	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	P		
10	第1章 要約書 第1章	1.5 事業計画 1.6 事業の内容	12,16 要約書 4	<p>1、要約書 4ページについて 「1. 6. 3 計画処理対象物・処理量・施設規模」の「②燃やせないごみ、粗大ごみからの残渣分 3,769トン／年」の備考には「※2統合後のクリーンセンター八乙女における資源化後の残渣(内訳:廃プラ類等;約67%、ガラス類・陶器類等;約33%)収集の分別方法は、今後検討。」と記載されている。 この「上伊那広域連合 新ごみ中間処理施設整備基本計画」は、平成24年8月に、広域連合議会に示されていますが、上伊那の自治体では伊那市議会にしか説明されていません。そのため、例えば伊南行政組合では、「廃プラスチック(ペットボトルや容器包装リサイクルプラを除く)は、分別収集され、処分業者に委託され選別・資源化し、残りは埋め立てとなっていますが、伊南の市町村の議員に聞いても、この分別している廃プラスチックを、新しい施設では、焼却する処理対象になっていることは、知らないと言います。住んでいる住民も知りません。 広域連合に質問したところ、「基本計画をつくるときに、プラスチックを処理するよう意見があったから」と言うことですが、32件のうちたった2件の意見です。 現在、分別され資源化されているものを、燃やす理由は、どこにあるのでしょうか。むしろ、伊南行政組合で行っている廃プラスチックの分別を他の4市町村に広げて、廃プラスチックは資源化するべきと考えます。 また、「収集の分別方法は、今後検討」についても、現在「不燃ごみ」で収集している「廃プラスチック類」を、「可燃ごみ」で収集することも検討するという意味だと考えますが、これは、ごみ減量に逆行する重大な問題です。 なぜなら、今まで、一生懸命ごみを分別していた方々が、「燃やせるごみ」に、プラスチック類を入れると、容器包装プラスチックも洗わないで、可燃ごみとして出した方が楽だと考える方が増えると思われまます。 ごみの分別は時間と労力が必要な仕事です。より楽で、より経済的な方へ流れるのではないのでしょうか。 せっかく、郡市民が努力して分別している方法を変えることは、ごみ減量に逆行します。 廃プラスチック類には、アルミなど重金属が多く含まれていますので、排ガス処理費用もよけいにかかります。 よって、新施設の処理対象物には、「廃プラスチック類」は対象からはずすべきです。また、ごみの収集分別方法についても変更するべきでないと考えます。その上、上伊那の市町村には、処理対象物の変更が知らされていないという重大な問題があります。これでは、ごみ減量・資源化に逆行すると考えます。</p>	<p>計画処理対象物の破碎・分別後の残渣につきましては平成19年度に圏域の住民の皆様等で構成された「ごみ処理基本計画推進委員会」の検討結果報告書に基づき、広域連合として決定後平成20年2月の構成8市町村長も出席する広域連合議会全員協議会(構成8市町村議会から選出された上伊那広域連合議員で構成)で報告しております。また、平成23年に廃棄物政策審議会にて確認されています。 ペットボトルや容器包装リサイクルプラを除く廃プラスチックは全国の7割を超える施設で焼却又は熔融されており、排ガス処理により問題なく処理されています。排ガスによる大気質への影響については、環境保全措置として、準備書P12にあるように法規制値より厳しい排ガス濃度を設定することによる「排ガス濃度の低減」を実施し、計画値を遵守するためにP16にあるような排ガス処理設備を設置します。 また、伊南行政組合では廃プラを分別回収していますが、分別された廃プラは、現在はそのまま民間業者に処理委託しており、ほとんど(8割程度)が焼却後埋め立て処分されている現状です。 こうしたことから、廃プラスチックを民間委託により他所で焼却するのではなく、新ごみ中間処理施設で熔融処理することは、ごみ焼却発電のサーマルリサイクル(エネルギー回収)や助燃剤の節減となり、結果として経費の削減が期待でき、有効利用につながります。 ご意見にあるとおり、ごみの分別は時間と労力が必要な仕事です。今後の分別方法については、今後廃棄物政策審議会などで費用対効果や住民負担なども含め検討する予定です。こうした検討を踏まえ分別方法を変更することとなれば、まだ施設稼働まで時間を要することから、機会をとらえ圏域全体に周知していく予定です。 なお、ばいじんとして炉から出た重金属はバグフィルタで捕集され煙突から放出されることはないこと、バグフィルタで捕集されたばいじんは重金属溶出防止処理を行うため、最終処分しても安全です。 住民への周知や処理に関する考え方については、圏域全戸配付の「広報かみいな」や、地区説明会において説明しております。</p>

意見書 3				(2 / 3)	
No	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	P		
11	要約書第1章	1.6 事業の内容	要約書7,8,10	<p>2、要約書7・8・10ページについて</p> <p>施設配置計画・動線計画①基本方針では「a. 既存の市道・水路は極力現状を生かした配置とする。」とありますが、8ページの施設配置計画を見ると、施設の真ん中を既存市道と水路が通るようになっています。これは、10ページの「排水処理施設 排水はプラント系排水及び生活排水ともに無放流である、クローズドシステムとする……」とは、矛盾すると考えます。施設内の雨水排水は、既存の市道や水路にも出てしまうのではないかと考えます。雨水排水計画も掲載されていません。</p> <p>また、短時間に大雨の降るゲリラ豪雨の時は、調整池で飲みきれない排水はどうするのかも記載されていません。</p> <p>全国的には、溶融方式で敷地内の有害な排水が外へ出た事例も報告されています。</p> <p>よって周辺の環境を守るために、既存の市道や水路は施設の敷地内を通らないようにすべきと考えます。また、調整池を上回る雨量があった場合の、雨水排水を外へ出さない施設整備計画をつくるべきと考えます。</p>	<p>「施設整備基本計画」における施設配置計画は、配置例であり、施設の配置計画の方針を取りまとめたものです。環境影響評価結果等を踏まえ、施設の建設位置等は今後決定していく予定ですが、調整池は河川の流下能力を超過する可能性のある洪水を河川に入る前に一時的に溜める池であり、一時的に降水を池で受け止めた後、徐々に放流させ局地的な氾濫を抑える機能を有するものであり、ゲリラ豪雨などの局地的な大水にも対応できる容量を設置します。</p> <p>なお、クローズドシステムはプラント用水などを処理後再利用し場外へは無放流とする意味で、雨水排水は自然系排水であり前述の過程により河川放流します。</p> <p>プラント排水及び生活排水の無放流システム、雨水排水の処理及び放流先について評価書へわかりやすく記載します。</p>
12	第1章	1.6 事業の内容	14	<p>3、準備書14ページについて</p> <p>⑤溶融飛灰のb. 溶融飛灰の処理物の含有量基準については、ダイオキシン類の基準しか示されていません。</p> <p>溶融飛灰は、八乙女の最終処分場に埋め立てする計画となっていますが、全国的には、ごみ処理施設の溶融飛灰から、鉛やカドミウム・水銀などが高い数値で出ている施設もあります。</p> <p>処理対象物が安全というのであれば、溶融飛灰の含有量についても、カドミウム・鉛・六価クロム・砒素・総水銀・セレン・ふっ素・ほう素についても、基準を決めるべきと考えます。</p> <p>そのことが、最終処分場を抱える自治体の住民の環境を守ることにつながると考えます。</p>	<p>「新ごみ中間処理施設整備基本計画」では、溶融飛灰については、法令に基づき適正に処分するため、ダイオキシン類の含有量基準と重金属類の溶出基準を定めたところですが、含有量基準は直接摂取によるリスク、溶出量基準は地下水等経路によるリスクを対象として定められた基準であり、最終処分場については地下水等経路のリスクを防止することが必要ですので溶出量基準を設定しています。</p> <p>ばいじんとして炉から出た重金属はほとんどがバグフィルタで捕集され、重金属溶出防止処理を行った後、最終処分を行いますので、直接摂取によるリスクは殆どないと考えています。</p> <p>なお、ダイオキシン類については、水に溶けにくい等の特性により含有量基準となっていますが、それぞれの項目の特性に応じた基準値を設定しています。</p>

意見書 3				(3 / 3)	
No	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	P		
13	第4章 要約書 第1章	4.6 水質 4.7 水象 1.6 事業の内容	386,389, 390,394 要約書 5,119	<p>4. 要約書5ページについて 施設計画の主要設備の概要では、プラント用水は地下水を使うと書いてありますが、何mの井戸を掘り、一日どれくらいの水をプラントで使用するのかは書いてありません。 用水が不足して深い井戸を掘った場合には、周辺の使用している井戸に影響が出る可能性はないのか。特に、周辺で食品製造工場用水や、水道用水として使用している押出水源(伊那市営)に影響は出ないのか。 押出水源は、ポンプアップをして上の金井配水池から上山田・下山田・小原まで広く使われている。 施設計画で地下水の利用について、詳しい施設計画を示して、周辺水源への影響を調査するべきと考えます。</p>	<p>プラント揚水使用量については、110m³/日(準備書P394、要約書P119)を使用する条件として予測を行っております。揚水深度は現段階では未定です。</p> <p>周辺水源への影響調査として準備書P354の地点において地下水の水位および利用状況調査を行い、P394のとおり想定対象事業実施区域及びその周辺では透水能力が高く、河川から地下水が供給されているため、本事業の供用に伴う地下水位の影響は少なく、周辺に及ぼす影響は小さいものと予測しております。</p> <p>想定対象事業実施区域は、三峰川及び新山川に囲まれており、河川伏流水により地下水が供給される地域であり地下水が豊富な地域です。また、押出水源は想定対象事業実施区域の新山川対岸となることから地下水揚水の影響が及ばない地域であると予測・評価しております。</p>
14	第4章 要約書 第4章	4.2 騒音 要約書 4.2 騒音	249,254 要約書 77,81,88	<p>5. 準備書254ページ・要約書77ページ・81ページ・88ページについて 準備書254ページでは、候補地周辺の交通量調査結果では、St.4よりSt.7の方が、平日・休日共に交通量が多い。 しかしながら、騒音や振動の現況調査や予測は、St.4やSt.5の地点でしか行われていない。 施設整備計画では、三峰川右岸道路(ナイスロード)沿いからの搬入車両が一番多い計画となっているので、ナイスロード沿いの騒音・振動の現況調査と予測を行うべきではないか。 また、最近、一般廃棄物の家庭系ごみの直接搬入が増加している(上伊那広域連合の広報特別編第56号)ので、直接搬入車を減らすことをどのようにするかを準備書に加えるべきと考えます。 施設稼働後の、騒音の予測値は、要約書81ページによれば、St.4で予測値68dBと環境保全目標の70dBに近い数値となっています。今後も、直接搬入車両が増えると、環境保全目標をSt.4でも超えてしまうのではないかと。</p>	<p>準備書P249のとおり道路交通騒音の調査地点は交通量がもたらす住居への騒音・振動の影響が大きくなる地点を調査するため、工事関係車両及びごみ収集車両等の主要運行ルートに沿道住居付近1地点と、家庭からの直接搬入車が想定されるルートに沿道住居付近1地点を選定しています。その地点を県道西伊那線(St.4)及び県道沢渡高遠線(St.5)の2地点として設定しました。なお、三峰川右岸道路については、想定対象事業実施区域に近い地域では沿道が水田等の農地であり住居がほとんどないことから調査の対象として選定しませんでした。</p> <p>直接搬入車を減らすことは関係市町村、広域連合で対処方法等の検討をしているところです。</p>

意見書 4				(1 / 2)	
No	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	P		
15	住民説明会資料 第5章	住民説明会資料 5.1 総合評価	70 583	P70 「総合的な環境への影響は最小化できる」とあるが、「環境」の次に「健康」を入れるべきである (理由) 排ガス等が環境に与える影響が少ないので、健康にも被害はないと考えていらっしゃるようであるが、住民の関心事は健康であるので、健康被害はないと考えているなら、その言葉を入れるべき。	総合評価は準備書P583に示したとおり、本事業の実施による環境への影響について、現況調査、予測、環境保全措置及び評価の結果を整理し、項目間の相互関係、間接的影響及び環境保全措置の実施等による項目間の整合性を確認することにより総合的な影響を評価したものです。 国が定める、大気、水質、土壌、騒音に係る環境基準については、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められているので、健康への影響も含んだ評価としております。
16	住民説明会資料	住民説明会資料	15	P15 「地元地区の建設同意により決定」とあり、地元に美篤地区は含まれないとのことだったが、施設の建つ桜井は土地は買収されるのでうれしいし、施設直下で健康被害の心配も少ない。その地区の建設同意で着工というのはおかしい。最も同意が必要なのは美篤地区等であるから、含めるべきである。	準備書に関する環境保全の見地からの御意見ではありませんが、「最終候補地が属する地元2区へ建設同意をお願いしていく」ことは、これまでも説明会や広報などで何度もご説明した内容です。 なお、排ガスは想定対象事業実施区域の主に東西方向に拡散すると予測しておりますが、その濃度も現況の値に比べて十分低い値となっていることから、健康被害への恐れはないものと考えています。
17	住民説明会資料 第1章 第4章 第5章	住民説明会資料 1.5 事業計画 4.1 大気質 5.1 総合評価	16 13 155 171～ 247 585	P16① 公害防止基準値、法規制値があり、P37から環境基準値も出てくるが、それぞれどういうものであるか説明がほしい。また、一つの表にして分かりやすくしてほしい。さらに、ダイオキシン等の排ガス毎に予測濃度を一覧にするととても分かりやすくなる。	環境基準は環境基本法に定義された、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で達成することが望ましい基準です。それを達成するために大気汚染防止法や水質汚濁防止法等で事業場に規制をかけたのが法規制値(規制基準)です。公害防止基準値は計画施設にかけられる規制基準について、現在の技術レベル等を考慮して出来る限り厳しい基準等を考慮した結果、設定した基準になります。 今後の資料等では記載がわかりやすくなるよう心がけます。
18	住民説明会資料 第4章	住民説明会資料 4.1 大気質	16 171～ 247	② また。P16の表には「ばいじん」「いおう酸化物」「窒素酸化物」が出ているが、影響予測が出ていないように思うが、どうした訳か。	健康影響に関して、環境基準が浮遊粒子状物質、二酸化いおう、窒素酸化物等について定められており、それを達成するための規制基準として、上記の項目にはばいじん、いおう酸化物、窒素酸化物が対応します。 ばいじんは粒子状物質のうち粒径が比較的大きいものです。健康影響をみる際には影響を及ぼす浮遊粒子状物質(概ね10μm)で評価します。 いおう酸化物、窒素酸化物は健康影響を及ぼす二酸化いおう、二酸化窒素で評価します。 浮遊粒子状物質、二酸化いおう、二酸化窒素の予測結果及び影響予測図は準備書P234～239に記載したとおりです。

意見書 4				(2 / 2)	
No	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	P		
19	(その他)			<p>全体にかかわること</p> <p>① 関係資料が見られるというので美篤上原公民館へいくと、「新ごみ中間処理施設整備基本計画」があった。今回準備書が出されたが、それぞれの性格、位置づけがはっきりしない。今後、出されるものは、冒頭にそれをわかりやすく書いていただきたい。</p>	<p>準備書の位置付けについては準備書説明会において説明しており、位置付けを記載したものと、「広報かみいな特別編第55号」を圏域に全戸配布し周知を図っておりますが、今後も分かりやすい表記に努めます。</p>
20	(その他)			<p>② 上記の基本計画も準備書もぼう大な量であり大勢の方が読めるものではないので、細かなことは抜いて、排ガス(大気質)、交通量水質、土壌、景観について、どうなるのかを端的に示していただき、関係地区に全戸配布していただきたい。そうしないと、関心のない方は、何も知らないまゝいってしまう。</p>	<p>施設整備基本計画、準備書についてはボリュームはありますが、ホームページで閲覧でき大勢の方が読むことができると考えます。 準備書の概要について広報かみいな特別編第58, 59号を圏域に全戸配布します。</p>

意見書 5				(1 / 1)	
No	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	P		
21	第4章	4.1 大気質	234～241	<p>準備書を拝見し説明を受け検討した結果、当該地は新ごみ中間処理施設建設用地としては不相当と判断しました。以下理由を述べます。</p> <p>1. 拡散面積が二分の一であること。</p> <p>焼却施設の立地で最も重視しなければならない立地要件は排気の拡散であると県の環境影響評価書ガイドラインにもあります。今回の説明の中で担当者が「大気質はこの複雑な地形の影響を受けている」と述べましたが、まさにその通りです。施設稼働に伴う排ガスの影響予測(ダイオキシン・浮遊粒子状物質等)を見てまずわかることは、排ガスは東西に流れ南北には拡散しません。つまり拡散面積は全体の半分のみで焼却施設の立地としては適しません。無理もありません。当該地は南方に高烏谷山系を背負っており、そもそも「影響の最小化」は不可能と思われます。</p>	<p>施設の稼働に伴い排出される排ガスは、地形の影響を受け、三峰川に沿って、主に東西方向に拡散することとなります。</p> <p>その結果、最も濃度が高くなる地点は最終候補地から南東約1kmの地点と予測されました。ただし、この地点における予測濃度は、環境保全の目標としている大気汚染に係る環境基準値等を大幅に下回る値となっています。このことから、排ガスについて法規制値より厳しい計画値を設定することによって影響を最小化できているものと考えます。</p>
22	第4章	4.1 大気質	234～242	<p>2. 西方(特に桜井から貝沼)にかけて集落上に滞留する恐れがあること。</p> <p>この地域は施設稼働に伴う排ガスの影響評価でも飛散が予想されていることに加え、ばい塵が秋から冬にかけて国の基準値を超えて高いことから、排気が滞留する恐れがあります。背景として、逆転層調査で逆転層が秋から冬にかけ生じている事、(41. 1%～32. 2%)その逆転層の生じやすい夜から朝にかけての風向きがまさに桜井・貝沼方向であること。桜井貝沼の集落が予定地より一段高く(約60m)しかも山裾で排ガスの滞留する地形であることが考えられます。(現にしばしば朝霧がたなびいている)(尚、ばい塵の値が高いのは当地区の「農作業の影響」という説明は伊那市全域でありうることで全く理解できません。)</p>	<p>逆転層が発生した際に、夜間の代表的な風向である東系の風が吹いた場合、最終候補地の西側に排ガスが拡散することが考えられます。その場合の予測結果としては、準備書P242に示すとおり二酸化窒素0.0330ppm、浮遊粒子状物質0.0808mg/m³、塩化水素0.0147ppmなど、環境保全目標としている大気汚染に係る環境基準値等を満足する結果となっています。このことから、逆転層が発生した場合であっても、周辺環境への影響は環境保全にも関する目標との整合性は図られているものと評価しています。</p>

意見書 6				(1 / 2)	
No	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	P		
23	第4章	4.1 大気質	217～ 225	<p>1. 焼却施設の稼働に伴う排出ガスによる影響の予測について年平均濃度の求め方について筋道のたった丁寧な説明が欲しい。例えば、つぎのような点について疑問があります。</p> <p>(1) マスコンモデルによる風況の予測と拡散式のつながり</p>	<p>想定対象事業実施区域周辺の地形を大別すると、南側が山地、北側に三峰川が流れ比較的平坦な地形となっています。また想定対象事業実施区域西側には高鳥谷山(たかずやさん)の尾根が三峰川付近まで張り出した地形となっています。こうした地形条件によって、想定対象事業実施区域付近の風は地形によって複雑な流れになっていると考えられます。</p> <p>こうした地域の特性を踏まえて排ガスの予測を行うため、まず、マスコンモデルにより、地形による風の流れの変化の状況を再現し、その風の流れを条件として排ガスの拡散計算を行うという方法を採用しました。</p> <p>マスコンモデルにより計算された風の状況は隣接するメッシュであっても、風向、風速が異なることから、まず排出源となるメッシュで移流パフモデルにより拡散計算を行い、隣接メッシュへ影響する濃度を求めます。こうした計算を風が連続する方向に繰り返し行い、各メッシュの大気汚染物質の予測濃度を求めるという方法で予測を行いました。(準備書P218参照)</p>
24	第4章	4.1 大気質	221～ 222 255	<p>(2) 222ページの式について</p> <p>1) 汚染物質発生強度と排出濃度との関係</p> <p>2) 拡散幅とは何か</p> <p>3) この式は、計算点の位置座標ごとの年間平均の拡散幅の値がえられていて例えばSt.9の位置での計算式があつてこれにQの値を入れればCが求まるということなのか。</p>	<p>1) 汚染物質発生強度は、排出濃度に排出ガス量をかけたものになります。</p> <p>2) 拡散幅とは、主に大気の大気条件に係る大気の上下方向、水平方向の乱れ(乱流)により、上下方向に排ガスが広がる幅のことをいいます。</p> <p>3) 拡散幅は、各時間の気象条件毎にP225の表4.1-64に示すpasquillの安定度階級分類の条件毎に定まります。各時間の気象条件の拡散幅と風速条件、計算地点の位置座標条件から濃度を求めることになります。</p>
25	第4章	4.1 大気質	234～ 241	<p>(3) 最大着地濃度地点の位置が五つの予測項目とも同じであるが、ガス状の二酸化窒素などと固体の浮遊粒子状物質が同じ挙動をとるとは考えにくい。</p>	<p>浮遊粒子状物質は粒径が$10\mu\text{m}$以下の非常に小さい粒子であることから、ほかの大気汚染物質と同様にガス状の物質として取り扱い拡散計算を行うのは、環境影響評価においては、一般的に行う手法です。</p>
26	第4章	4.1 大気質	222 226 229～ 231	<p>(4) 226ページの表4.1-66 予測に用いた発生源諸元、表4.1-67 予測に用いた排出濃度は予測のどの過程、どの式で用いられたのか。また、このほかに使われたパラメータはないか。</p>	<p>発生源諸元は、P222の式のQ:汚染物質発生源強度のほかに、P229～231の各気象条件下の1時間値の予測条件下の予測式に用いました。</p> <p>このほかに計算にも用いたパラメータは、1年間の気象調査結果と地形の条件となります。</p>
27	第4章	4.1 大気質	221～ 222	<p>(5) 221ページに記載されている参考資料は1992発刊(発行元は総合編集ではなく白亜書房)でかなり古い。環境影響評価における大気質の予測の手法として定まったものはないのでしょうか。また、手法の解説書はないのでしょうか。</p>	<p>今回用いたマスコンモデルと移流パフモデルを組み合わせる手法は、山間地における大気の拡散計算を行う環境影響評価で用いられる手法です。また、専門的な分野の文献となるため、解説書は特にございません。</p>

意見書 6				(2 / 2)	
No	準備書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	P		
28	第4章	4.8 土壤汚染	397～405	2. 土壤汚染の予測について (1) 現況調査でカドミウム、鉛、総水銀について調査を行っているが、予測ではなにも触れていないのは何故でしょうか。方法書でこれらの項目が追加されたのは焼却場の稼働による重金属の汚染を心配したからです。	カドミウム、鉛、総水銀等の重金属については、バグフィルタ等により捕集することから、施設が稼働している場合、施設の稼働時に環境に影響を与えるような濃度で大気中に排出されることはないため評価の対象とはしていません。ただし、将来、建設前との比較が必要となる場合等のことを考え、現況の土壤中のカドミウム、鉛、総水銀等の重金属を把握するため、現況の濃度を測定しました。また、事後調査も予定しています。
29	第4章	4.8 土壤汚染	402～405	(2) これらの項目は大気汚染の規制項目にはありませんが、土壤汚染の予測に必要なので大気質での予測を行うべきです。	意見書6No28のとおり、施設が稼働している場合、環境に影響を与えるような濃度で重金属を排出することはないため、予測項目とはしませんでした。
30	第4章	4.8 土壤汚染	402	(3) 大気質中の濃度と降水量について定量的に予測する手法や科学的知見はないと述べられていますが、全くないのでしょうか。例えば、SPEEDI(緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム)では地表蓄積量が出力されます。参考になるものがあるのではないのでしょうか。推定くらいはできないのでしょうか。	SPEEDIで示している地表蓄積量は放出後24時間の短期間の地表蓄積量です。また、発生源が1ヶ所のため分布の推定を明確に行うことが可能でした。一方、今回の計画施設からの排ガスによる土壌への影響は少なくとも1年間の予測を行うことが必要と考えます。また、周辺に道路や事業場など、複数の排ガス発生源があることから、土壌に蓄積する影響の定量的な予測は非常に困難です。 定性的な予測として、大気質に及ぼす影響と同様の分布形状で影響が考えられますが、大気質に及ぼす影響が非常に小さいことから、土壌汚染に及ぼす影響も小さいものと考えております。また、事後調査で検証します。
31	第4章	4.16 廃棄物	575～578	3. 溶融飛灰、溶融スラグ等について 今回の焼却場の計画は、八乙女処分場の再利用(掘り起しごみの溶融とそのあとへの溶融飛灰の埋立)と溶融スラグの100%資源化が前提です。 (1) 八乙女処分場は平成5年(1993年)竣工で焼却場が計画通り進んだとして平成29年(2017年)の供用開始時には24年を経過することになる。設備の更新は必然であり、処分場の再利用計画は焼却場の計画と一体として進められるべきであるが、状況について一切不明である。	クリーンセンター八乙女最終処分場の再生利用にあたっては、あらかじめ施設を点検し、整備が必要な場合には、今後の使用に耐えるべく補修や整備等必要な措置を講じたうえで再生利用を行うこととしています。 こうした検討については、今後行う予定です。
32	第1章 第4章	1.6 事業の内容 4.16 廃棄物	19 575～578	(2) 溶融スラグの資源化は、実際にスラグが生成されてからでないと検討が進まず、100%資源化は不透明である。 これらのことを勘案して影響の評価、とくに環境保全措置については詳細に評価を行うべきです。	溶融スラグの全国での有効利用率は重量比で83%であり、全量資源化している施設はかなりあることから、今後全量資源化すべく広く検討してまいります。こうしたことを前提として評価したものです。 溶融スラグの有効利用計画は準備書P19、溶融スラグの等資利用の環境保全措置の内容は準備書P577に記載したとおりです。